

平成 25 年 1 月 11 日

今後の分散化の検討の進め方

環境省自然環境局野生生物課
鳥獣保護業務室

1 これまでの調査等

- 平成 13 年に、環境省、農林水産省及び文化庁の 3 省は、合同委員会を設置し、分散化のための諸方策を検討。平成 14 年に、その提言として、平成 24 年度までに、ツル類の越冬地については 10 箇所程度を整備し、分散羽数については 1,000 羽程度とすることが目標値となっていた。
- これまでに分散化促進のための情報収集・調査分析を断続的に実施。
- 平成 22～23 年にかけて、ナベヅルにおいて高病原性鳥インフルエンザの感染が認められ、感染症によるリスクが現実問題として懸念された。
- 平成 22～23 年の発生を受けて、出水市、鹿児島県、九州地方環境事務所において鳥インフルエンザに対する対策を行うとともに、分散に関するより具体的な議論を開始。
- 山口県では、八代地域において、環境整備、野生復帰可能な傷病個体の分散候補地への移送・放鳥が行われている。

2 課題

- 現在のところ、平成 14 年の越冬地及び分散羽数の目標値には達していない。
- 分散の対策は、九州にとどまらず、過去の越冬地の状況を見ながら、広域な対応が必要。

3 今後の進め方

- 具体的に分散を進めるためには、長期的な視点に立ち、段階的に分散化の計画を作成し、文化庁、農水省、地元自治体等の関係者と連携しつつ取り組む必要がある。
- そのため、平成 25 年度に環境省本省が、計画策定のための検討会を設置し、関係者とともに、実行力のある分散化の計画作成を開始。平成 25 年度に基本的な考え方をまとめ、平成 26 年度に行動計画を作成、平成 27 年度から行動計画に基づいて、関係者とともに具体的な事業に着手する予定。
- 同時に、重要越冬地である出水等において、分散化に必要な情報の収集、現地調査、地元との意見交換等を、環境省九州地方環境事務所において、引き続き実施する予定。